



保証約款

保証の発効

SYM の車両保証は、モーターリスト合同会社と車両売買契約並びにアフター・サービス契約を締結した販売店（以下「SYM 取扱店」）が SYM 保証登録フォームへ必要事項を入力、送信後、有効となる。

保証期間

SYMの車両は、顧客が製品を購入しその製品の登録が完了した日から12か月間、本約款の規定に則り保証される。なお、本保証は新車を購入したオーナー（所有者）にのみ適用され、保証期間満了前に転売がおこなわれた場合には、保証の譲渡は認められない。

保証の内容

SYMの車両は、オーナーズマニュアルに記載された取扱要領に則った通常の取り扱いを行われて運用されていること、ならびに指定された定期点検をSYM正規取扱店にて受検していることを条件として、生産上の欠陥、材質等に起因する不具合において、規定に従って修理または交換の実施を保証する。

保証修理の請求

保証修理のための移動、運搬は購入者の責任において、SYM 取扱店へ持ち込む必要がある。

その際、登録書類、保証書、点検実施の確認のできる書類を持参する必要がある。

保証修理はSYM 取扱店の認められている作業場でのみ行うことができ、不具合の確認後直ちに行う必要がある。

保証の否認

保証修理適用の可否については、SYM 取扱店にて、購入車両と不具合を実際に診断した上で判断する。

使用者の遵守事項

道路運送車両法では日常点検と定期点検の実施が義務付けられている。

定期交換部品、油脂類の交換は指定された頻度で行うこと。

ユーザーマニュアル記載の取り扱い方法にしたがって適切に使用すること。

保証適用外の事項（以下の原因による故障または不具合は保証対象外）

通常の使用による摩耗、傷、自然劣化、自然退色

購入した製品を、取り扱いに関する指示書（ユーザーマニュアル、メンテナンススケジュールなど）に従わなかった場合

購入した製品がサービスの提供を認可されていない作業場により整備された場合

SYM から使用が許可されていない部品が装備された場合

購入した製品をSYM が許可しない方法で改造した場合

不注意または不適切な取扱いや誤用（競技等の目的で使用）

不適切な保管に起因した問題

機能や性能に影響のない感覚的な事象（音、振動、液体のしみなど）

転倒、追突、衝突などの事故に起因する不具合

天災および火災に起因する不具合

煤煙、降灰、酸性雨、オイル、薬品、鳥糞、塩害、飛石に起因する不具合

結露など、自然現象や環境条件に起因する不具合

経年変化による劣化とみなされる症状

車両が盗難・放火・悪戯等により被った損害

SYM が指定した規格以外の燃料や油脂を使用したことに起因する不具合

異常を発見していたのにも関わらず放置、継続使用したことに起因、拡大した不具合

負担しない費用

消耗部品及び油脂類等（タイヤ・バッテリー・ブレーキパッド等を含む）

法令及び SYM が指定する点検整備、その他の点検、調整、清掃ならびに定期交換部品

車両を使用できなかったことによる損失（通信費、引き取り納車費用、交通費、宿泊費、休業補償、商業損失）

SYM 純正品以外の部品

アクセサリやコンポーネントを車両に取り付け、接続したことによる動作の変化、純正部品の損傷、電気系の不具合、データ損失

保証期間内に確認された不具合にもかかわらず、保証期間終了後に報告した場合の修理費

その他

保証規定にのっとり取り外された部品はモータリスト合同会社の所有物となる。

モータリスト合同会社